

名桜大学学長奨学金規程

(平成30年5月23日制定)

(目的)

第1条 この奨学金は、本学の教育目標である国際社会で活躍できる人材の育成に資する者で、在学中に所定の検定試験等に合格したものに、奨学金を給付することにより、修学を奨励することを目的とする。

(奨学金の対象となる検定試験等および奨学金額)

第2条 奨学金の対象となる検定試験等および奨学金額は、教養教育科目に関連する資格で、次に掲げるものとする。

語学に関する検定等

言語	検定等名称	認定された等級	奨学金額
英語	実用英語技能検定	1級合格	10万円
		準1級合格	5万円
	TOEFL iBT	100点以上	10万円
		80点以上	5万円
	TOEIC	908点以上	10万円
		751点以上	5万円
IELTS	7.0以上	10万円	
	6.0以上	5万円	
ドイツ語	ドイツ語技能検定	1級合格	10万円
		準1級合格	5万円
フランス語	実用フランス語検定	1級合格	10万円
		準1級合格	5万円
スペイン語	スペイン語技能検定	1級合格	10万円
		2級合格	5万円
	DELE (スペイン語)	C2 (最上級) 合格	10万円
		C1 (上級) 合格	5万円
ポルトガル語	国際ポルトガル語検定	大学級合格	10万円
		上級合格	5万円
	Celpe-Bras (ポルトガル語)	上級の上 合格	10万円
		上級 合格	5万円
中国語	中国語検定	1級合格	10万円
		準1級合格	5万円
	HSK (中国語)	6級 (240点以上)	10万円
		6級 (180点以上) または	5万円

		5級(240点以上)	
韓国語	ハングル能力検定	1級合格	10万円
		2級合格	5万円
	韓国語能力試験	6級合格	10万円
		5級合格	5万円
タイ語	実用タイ語検定	1級合格	10万円
		2級合格	5万円

その他の検定等

実用数学技能試験	1級合格	10万円
	準1級合格	5万円
統計検定	1級合格	10万円
	準1級合格	5万円

(奨学生の募集等)

第3条 奨学生の募集は、学群・学部学生を対象に行う。

2 奨学生募集の期日は、前学期は7月、後学期は1月の年2回とする。

(提出書類、申請の条件等)

第4条 奨学生として申請を希望する者は、前条第2項の指定する期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 学長奨学金願書(様式第1号)
- (2) 成績証明書
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 国籍が確認できる書類(パスポートや運転免許証など)
- (5) その他必要とする書類

2 奨学生への申請は一言語のみとし、在学中にこの奨学金の奨学生として選考された者は、申請できないものとする。ただし、上位の等級及びその他の検定等に認定された者は申請できるものとする。

3 前学期の申請は当該年の1月から6月までに認定されたもの、また後学期の申請は当該年の7月から12月までに認定されたものとする。

4 大学入学前に認定されたもの、または、卒業年次の1月から3月までの期間に認定されたものは、申請できないものとする。

5 名桜大学奨学金(学業奨励奨学金、スポーツ奨学金)に選考された者、または授業料免除に選考された者も、申請できるものとする。

6 いずれの検定試験等とも、母国語および教育言語としている国に該当する者の申請は認めないこととする。

(奨学生の選考)

第5条 奨学生の選考は、提出書類に基づき、学生サポート委員会が行う。

2 前項の選考は、奨学予算の財源を超える申請があった場合、次の各号に掲げる事項の順に、上位のものから行う。

(1) GPA (教職に関する科目を除く全科目で算出：小数点第3位を四捨五入し、GPAを算出する) が高い者

(2) 直近二学期の修得単位 (教職に関する科目を除く) が多い者  
(奨学生の決定)

第6条 学長は、奨学生の決定は前条の選考に基づき、前学期は8月末、また後学期は2月末までに行う。

(奨学金の取り消し)

第7条 学長は、奨学生が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の給付を取り消すこととする。

(1) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき

(2) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき

(3) 除籍又は懲戒処分を受けたとき

(4) 奨学生願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき

(奨学金の返還)

第8条 前条により、奨学金を取り消された者は、給付された奨学金を速やかに返還するものとする。

(庶務)

第9条 本奨学金に係る庶務は、学生課において行う。

(補則)

第10条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事長が行う。

附 則 (平成30年5月23日)

1 この規程は、平成30年6月1日から施行する。

2 この規程の施行により、従前の学長特別奨学金支給内規 (平成14年5月27日制定) ならびに学長特別奨学金募集要項 (平成15年6月13日制定) は廃止する。